

日時：令和元年6月25日（火）

15：30～17：00

場所：岐阜市役所 4-1会議室

出席：就労支援関係機関 4か所

就労定着支援事業所 4か所

就労移行支援事業所 5か所

相談支援事業所等 14か所

基幹相談支援サテライト 4か所

（合計31カ所、33名）

○検討テーマ・・・「就労定着支援について」

昨年実施した「相談支援との連携について（就労支援関係）」において課題とされた各関係機関と相談支援専門員の連携強化を図るとともに、就労定着支援の拡大に向けた協議を行うことを目的として、各関係機関と相談支援専門員がグループワークを実施し、現状の課題の確認やその課題に対する方策について協議を実施した。

【1. 就労定着支援の概要】

障がい福祉課より、資料1、資料2を用い、就労定着支援の内容や市内の現状について説明。

【2. 就労定着のための各関係機関の現状と取り組み】

<公共職業安定所>

- ・障がい者就業・生活支援センターやジョブコーチと連携しながら、企業等に訪問等を実施し、就労が定着するよう支援している。
- ・就職した人に対して就職して困ったことはないか等のアンケートを実施。
- ・行政機関へ就職した方への支援として相談窓口を設けている。

<障害者職業センター>

- ・ジョブコーチに対する研修等を実施し、ジョブコーチの育成に取り組んでいる。
- ・就労支援機関に対し、専門的なノウハウの伝達や共同支援などの協力も考えていきたい。
- ・就労定着支援事業所とジョブコーチの連携をさらに強化していきたい。
- ・就労定着支援が実際どういう活動をされるのかを把握し、連携方法を考えたい。

<障がい者就業・生活支援センター>

- ・一般就労している障がい者の就業面、生活面の視点から本人を支援している。
- ・企業等に訪問し、障がい者本人からの相談や企業の困りごとなどの相談を実施。
- ・中小企業へ訪問し、障がい者雇用のため必要なこと等を聞き取り、関係を深めている。
- ・企業に対して障がいの理解啓発にも取り組んでいる。
- ・清流障がい者就業・生活支援センターでは、発達障がい者支援コンシェルジュの設置や生活困窮者、障がい疑われる人への支援を実施している。

<就労定着支援事業所>

- ・すべての就労移行支援の利用者に就労定着支援の利用について声をかけている。
- ・利用者にとっても、企業にとっても関係機関が多くなり、どこに相談したらいいのかわかりにくくなり、制度の意図を理解してもらうことが難しいことが多い。
- ・就労定着支援には「利用者にとって知っている人が支援者になる」というメリットがあり、ニーズは多いと感じている。
- ・多くの企業に対して訪問等を行い「就労定着支援」のアピールをしていく必要がある。

<就労移行支援事業所>

- ・就労定着支援事業としては実施していないが、就労定着するための支援は重要と考えている。
- ・移行支援の早い段階でジョブコーチと連携をし、企業とのマッチングを意識した就労アセスメントを実施している。
- ・利用者、企業それぞれに対して、「間に立つ」ことをよく説明し、理解してもらっている。
- ・定期的（月1回とは限らない）に本人や企業と面接を実施し、困りごとを確認した上で訓練内容を調整している。

【3. 意見交流（グループワーク）】

<就労定着支援事業の拡大に向けて>

- ・就労定着支援事業所が支援に入ること、「同じ支援者による支援（利用者の安心感）」「企業との関係性の向上」等のメリットがある。
- ・上記メリットとは逆に、他事業所の就労定着支援事業を利用することは、支援者が変わるため、メリットが感じにくい。
- ・就労移行支援事業の利用者に就労定着支援事業の利用を勧めるが、利用に至らないこともある。
- ・就労2年目の利用から就労定着支援には自己負担が発生する可能性が高い。それに伴い就業・生活支援センターでなく、就労定着支援を利用するメリットを見いだせるかが課題。
- ・毎月1回の関わりを継続していると支援頻度を減らしていくタイミングが難しい。上限の3年間を最後まで利用しなくてもいいと考えている。
- ・現在の就労移行支援の利用者及び一般就労の移行者の意見を聞きながら事業の実施について検討していきたい。

<就労定着支援における相談支援専門員の役割>

- ・仕事に慣れてくる頃に、生活のほうが乱れてくることがある。そのようなときには相談支援専門員が居宅に訪問し、相談に応じてもらえるとありがたい。
- ・相談支援専門員と連携することにより、支援状況の進捗の確認や支援の質の担保が図れると思っている。
- ・支援者が多くなり、利用者や企業がどこに相談していいのかわかりにくくなる。そのため、就労定着支援事業所によっては、利用者や企業からの相談を就労定着支援事業所に一本化しているところもある。
- ・本人や企業の希望を聞き取りながら、わかりやすいように相談窓口を整理する必要がある。
- ・制度上、一般就職をした後の6か月間は基本的に就労移行支援事業がアフターフォローとして支援することになるが、その間は特定相談支援事業所の支援は切れてしまう。一旦支援が切れた後に再度支援をすることは難しいため、特定相談支援事業所の支援が切れない

ようになるとよい。

- ・就労定着支援事業所が一旦切れた相談支援専門員とのつなぎ役を担うことも必要。

【まとめ】

「就労定着支援事業所と障がい者就業・生活支援センターの連携」については、就労定着支援事業は期限が設けられており、どこかの段階で障がい者就業・生活支援センターへ支援を引き継ぐことになる。そのため長く関わった支援者が変わることによる利用者の心理的負担の軽減を図る必要があり、どの段階で障がい者就業・生活支援センターへの引き継ぎを実施するかが課題となっている。

また、「就労定着支援事業所と特定相談支援事業所の連携」については、「支援者が多くなり、利用者や企業の相談先がわかりにくくなる」「一般就職後、6 か月間は相談支援専門員が支援を離れる」等の課題から支援に入りにくい現状が見られた。しかし、「利用者や企業の希望等により関係者間で窓口を整理することができる」「相談支援専門員へのつなぎを就労定着支援事業所が情報共有をしたうえで実施することが必要」「自宅への訪問等の支援によって生活面での安定が図れる」等の意見もあり、相談支援専門員が就労定着支援事業所との連絡調整を密にし、ケースによって関り方を変化させることが求められている。

障がい者及び就労支援に携わる多くの関係機関が一同に会し、就労定着支援事業について協議することで、就労定着支援におけるそれぞれの支援者の必要性を理解することができた。

また、就労定着支援の流れや役割分担のわかりにくさについては、企業向け及び利用者向けの案内等が作れないか、岐阜県障がい者総合支援推進会議や岐阜圏域就労移行支援事業所連絡協議会へ働きかけを行っていく。

【当日の様子】

